

匝瑳市農業振興地域整備促進協議会議事録

令和4年7月14日（木）

14：00～14：30

八日市場ドーム選手控室

（司会）

委員の皆様、お忙しい中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。進行を務めさせていただきます、産業振興課農政班の伊藤です。

本日の出席者は、協議会委員14名のうち9名で過半数を超えておりますので、匝瑳市農業振興地域整備促進協議会条例第6条第2項の規定により、協議会が成立したことをここに御報告いたします。

欠席委員の報告

〈市役所産業振興課〉

奥田課長あいさつ

（司会）

それでは、協議会を開会いたします。

初めに、会長から御挨拶を頂きます。

布施会長あいさつ

（司会）

ありがとうございました。

それでは、議事に入ります。

議長については、本協議会条例第6条第1項の規定により会長にお願いいたします。

（議長）

それではしばらくの間、議長を務めさせていただきます。

さっそく議題に入らせていただきます。はじめに議題の（1）「匝瑳市農業振興地域整備計画の変更について」の審議は、重要変更となる除外4案件と軽微変更となる用途変更3案件で、合計7案件であります。

事務局からの説明が終了した後、審議をしていきたいと存じます。では、審議に入ります。

重要変更の除外 案件番号1について、事務局の説明をお願いします。

（事務局）

案件番号1 重要変更（除外）について説明いたします。

（事業概要・土地利用計画・航空写真・現況写真等）により案件説明する。

(議長)

ただいまの説明について、何か御質問・御意見はございませんか。

(A委員)

関係機関から意見なしの回答とのことですが、意見なしの内容は。

(事務局)

国県で行っている排水事業の受益地に該当せず、除外は問題ないということで意見なしの回答をいただいています。

(B委員)

排水事業の受益地は、平成26年度から18年は開発できない。
そのなかで関係機関が意見なしと回答しているならば大賛成。

(議長)

そのほかございますか。

<なしの声>

(議長)

ないようですので、打ち切ります。

採決に入ります。

重要変更の除外 案件番号1の変更案について、適当とされる方の挙手をお願いいたします。

<挙手全員>

挙手全員(挙手多数)で本案件は承認されました。

それでは次の案件へ移ります。

(議長)

重要変更の除外 案件番号2について、事務局の説明をお願いします。

(事務局)

案件番号2 重要変更(除外)について説明いたします。

(事業概要・土地利用計画・航空写真・現況写真等)により案件説明する。

(議長)

ただいまの説明について、何か御質問・御意見はございませんか。

(A委員)

すでに駐車場、出入口用地として使っていることの始末書の提出があったとのこと

ですが、市からの指導はありましたか。

(事務局)

農業委員会からは、農業振興地域除外の手続きと農地転用の手続きを行うよう指摘があり、産業振興課としては、農業振興地域除外の手続きと始末書の提出をお願いしました。

(B 委員)

関係機関からは意見なし。産業振興課として問題はあるか。

(事務局)

問題はありません。

(B 委員)

それならば案件を通すべき。

(議長)

そのほかございますか。

<なしの声>

(議長)

そのほかないようですので、打ち切ります。

採決に入ります。

重要変更の除外 案件番号 2 の変更案について、適当とされる方の挙手をお願いいたします。

<挙手全員>

挙手全員(挙手多数)で本案件は承認されました。

それでは次の案件へ移ります。

(議長)

重要変更の除外 案件番号 3 について、事務局の説明をお願いします。

(事務局)

案件番号 3 重要変更(除外)について説明いたします。

(事業概要・土地利用計画・航空写真・現況写真等)により案件説明する。

(議長)

ただいまの説明について、何か御質問・御意見はございませんか。

<なしの声>

(議長)

そのほかないようですので、打ち切ります。

採決に入ります。

重要変更の除外 案件番号3の変更案について、適当とされる方の挙手をお願いいたします。

<挙手全員>

挙手全員(挙手多数)で本案件は承認されました。

それでは次の案件へ移ります。

(議長)

重要変更の除外 案件番号4について、事務局の説明をお願いします。

(事務局)

案件番号4 重要変更(除外)について説明いたします。

(事業概要・土地利用計画・航空写真・現況写真等)により案件説明する。

(議長)

ただいまの説明について、何か御質問・御意見はございませんか。

<なしの声>

(議長)

ないようですので、打ち切ります。

採決に入ります。

重要変更の除外 案件番号4の変更案について、適当とされる方の挙手をお願いいたします。

<挙手全員>

挙手全員(挙手多数)で本案件は承認されました。

それでは次の案件へ移ります。

(議長)

軽微変更の用途変更 案件番号1について、事務局の説明をお願いします。

(事務局)

案件番号1 軽微変更(用途変更)について説明いたします。

(事業概要・土地利用計画・航空写真・現況写真等)により案件説明する。

(議長)

ただいまの説明について、何か御質問・御意見はございませんか。

<なしの声>

(議長)

ないようですので、打ち切ります。

採決に入ります。

軽微変更の用途変更 案件番号 1 の変更案について、適当とされる方の挙手をお願いいたします。

<挙手全員>

挙手全員(挙手多数)で本案件は承認されました。

それでは次の案件へ移ります。

(議長)

軽微変更の用途変更 案件番号 2 について、事務局の説明をお願いします。

(事務局)

案件番号 2 軽微変更(用途変更)について説明いたします。

(事業概要・土地利用計画・航空写真・現況写真等)により案件説明する。

(議長)

ただいまの説明について、何か御質問・御意見はございませんか。

<なしの声>

(議長)

ないようですので、打ち切ります。

採決に入ります。

軽微変更の用途変更 案件番号 2 の変更案について、適当とされる方の挙手をお願いいたします。

<挙手全員>

挙手全員(挙手多数)で本案件は承認されました。

それでは次の案件へ移ります。

(議長)

軽微変更の用途変更 案件番号 3 について、事務局の説明をお願いします。

(事務局)

案件番号3 軽微変更(用途変更)について説明いたします。

(事業概要・土地利用計画・航空写真・現況写真等)により案件説明する。

(議長)

ただいまの説明について、何か御質問・御意見はございませんか。

<なしの声>

(議長)

ないようですので、打ち切ります。

採決に入ります。

軽微変更の用途変更 案件番号3の変更案について、適当とされる方の挙手をお願いいたします。

<挙手全員>

挙手全員(挙手多数)で本案件は承認されました。

以上で「議題(1)」の審議を終了してよろしいでしょうか。

<異議なしの声>

(議長)

では、続きまして、議題の(2)「その他」についてですが、委員の皆様又は事務局より何かございますか。

(事務局)

今後のスケジュールについて説明する。

(議長)

そのほかございますか。

<なしの声>

(議長)

ないようですので、以上を持ちまして、全ての議題について審議を終了しました。本日の審議結果について、匝瑳市長へ答申することといたします。

慎重審議、ありがとうございました。

(司会)

会長ありがとうございました。以上をもちまして、匝瑳市農業振興地域整備促進協議会を閉会いたします。長時間にわたりお疲れ様でした。